

九州電力管内

太陽光発電設備の売電に関する契約要綱

平成27年5月11日

みやまスマートエネルギー株式会社

太陽光発電設備の売電に関する契約要綱

I 総則

1. 適用

- (1) この太陽光発電設備の売電に関する契約要綱（以下「本要綱」といいます。）は、九州電力株式会社（以下九州電力）と電気需給契約を締結している者または九州電力との接続供給契約における需要者が、九州電力が維持および運用する売電設備に太陽光発電設備を接続し、自ら消費する電力を除いた電力（当該太陽光発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「売電電力」といいます。）をみやまスマートエネルギー株式会社（以下「みやまSE」といいます。）に売電し、みやまSEがこれを調達する場合の契約（以下「売電契約」といいます。）の条項を定めたものです。
- (2) この要綱は、次の太陽光発電設備に適用いたします。
 - ・福岡県みやま市内に設置されていること。
 - ・50kW未満の低圧太陽光発電設備であること。

2. 要綱の変更

みやまSEは、本要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の売電条件は、変更後の太陽光発電設備の売電に関する契約要綱によります。

3. 定義

次の言葉は、本要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 発電者

本要綱に基づいてみやまSEと売電契約を締結する者をいいます。

(2) 太陽光発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第4項1号に定めるエネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。

(3) 認定発電設備

再生可能エネルギー特別措置法第6条に定める認定（以下「設備認定」といいます。）を受けた太陽光発電設備をいいます。

(4) 最大調達電力

みやまSEが調達する電力の最大値（キロワット）で、発電者とみやまSEとの協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(5) 再生可能エネルギー買取制度

再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、電気事業者が太陽光電気の調達を行う仕組みをいいます。

4. 単位および端数処理

本要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 最大調達電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 売電電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

本要綱の実施上必要な細目的事項は、その都度、発電者とみやまSEとの協議によって定めます。

II 売電契約の申込み

6. 売電契約の申込み

発電者が新たに売電契約を希望される場合は、あらかじめ本要綱を承認の上、(1)の手続きにより、売電の申込みをしていただきます。また、申込みにあたり、(2)および(3)に同意していただきます。

- (1) 発電者は、次の事項を明らかにして、所定の様式によって売電契約の申込みをしていただきます。

- イ 設置場所
- ロ 太陽光発電設備の概要(最大調達電力等)
- ハ 九州電力との電気需給契約等の内容(お客さま番号等)
- ニ 料金の振込先口座
- ホ 設備認定に係る事項(設備ID)
- ヘ その他必要な事項

- (2) 発電者は、売電契約の申込みにあたり、反社会的勢力(暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業の構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団の構成員、その他これらに準ずる者をいいます。)に該当しないこと、および反社会的勢力と関係を有さないことを表明し、かつ将来にわたっても保証するものとします。

- (3) 太陽光発電設備を電力供給設備に接続するためには、発電者と九州電力との間で接続に関する契約が別途締結されているものとします。また、九州電力が発電者に受電用電力量計の取付場所、引込線の設置場所等の提供等を求めた場合には、発電者は無償で提供等するものとします。

7. 売電契約の成立および契約期間

- (1) 売電契約は、申込みをみやまS Eが承諾（みやまS Eが発電者に売電開始日の通知を発信）したときに成立いたします。

なお、売電契約の成立後に発電者の都合により、売電契約の申込みを撤回される場合は、みやまS Eが定める別紙の事務手数料および九州電力が要した費用の実費を申し受けます。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、売電契約が成立した日から、売電開始の日より12カ月目の検針日の前日までといたします。

ロ 契約期間満了の2ヶ月前までに発電者またはみやまS Eから別段の意思表示がない場合は、売電契約は、契約期間満了後も翌年同一月の検針日の前日まで同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了前であっても附則2（再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間）に定める料金の適用期間が満了する場合には、料金の適用期間の満了の日をもって契約期間及び売電期間が満了するものといたします。

ニ 九州電力の業務都合により、契約期間満了後も一定期間売電が継続する場合があります。

ホ 契約期間満了時は、みやまS Eが発電者にお知らせいたします。

8. 契約の単位

契約の単位は、原則として次のとおりといたします。

- (1) 発電者が九州電力と電気需給契約を締結している場合（九州電力から電力を購入されている発電者）には、その1電気需給契約に対応して1売電契約を結びます。
- (2) 発電者が九州電力との接続供給契約に属している場合（九州電力以外の電気事業者から電力を購入されている発電者）には、1発電場所につき1売電契約を結びます。

9. 売電の開始

- (1) みやまS Eは、九州電力から売電開始日の通知を受けたうえで発電者に売電開始日を通知したのち、すみやかに売電を開始いたします。
- (2) みやまS Eは、天候、九州電力の都合等のやむをえない理由によって、あらかじめ定めた売電開始日に売電を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお

知らせし、あらためてみやまS Eと発電者と九州電力と協議の上、売電開始日を定めて売電を開始いたします。

10. 申込みをお断りする場合

みやまS Eは、設備認定を受けていない太陽光発電設備、再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間の満了、法令、電気の需給状況、売電設備の状況、用地事情、九州電力との需給契約における発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、売電契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

III 料金の算定および支払

11. 料金

料金は、料金の算定期間（13.（料金の算定期間）で定義）の売電電力量に(1)に定める買取価格を乗じてえた金額といたします。

なお、関係法令の改正およびその他の事情により、みやまS Eは、買取価格および算定方法を変更する場合があります。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の買取価格および算定方式によるものといたします。

(1) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる売電電力量については、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達価格」にみやまS Eが定める別紙の金額を加えた価格を買取価格といたします。

(2) 売電電力量の通知については、みやまS Eから電子メールにて 通知するものといたします。

12. 料金の適用開始の時期

料金は、売電開始の日から適用いたします。

13. 料金の算定期間

料金の算定期間は、検針日から翌月検針日の前日までの期間を1カ月の期間として、連続する6カ月をまとめた期間分を料金の算定期間といたします。ただし、売電開始後の最初の料金の算定期間について、開始日から初回の支払対象月（15.（料金の支払期日）で定義）の検針日前日までが3カ月以上の場合は、開始日から初回の支払対象月の検針日前日までのまとめた算定期間とし、開始日から支払対象月の検針日前日までが3カ月未満の場合は、開始日から次々回に当たる支払対象月の検針日前日までのまとめた算定期間といたします。

売電契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日前日までを算定期間といたしま

す。

尚、振込先口座を筑邦銀行瀬高支店で申込まれた発電者の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までを料金の算定期間といたします。ただし、売電開始後の最初の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間といたします。

14. 売電電力量の計量等

- (1) 売電電力量は、受電用電力量計およびその他計量に必要な付属装置（原則として1売電契約について1計量とし、以下総称して「受電用計量器」といいます。）により計量するものといたします。
- (2) 受電用計量器は、原則として、九州電力の所有とし、九州電力で取り付けるものといたします。また、発電者はその工事費の全額を工事着手前に九州電力に直接支払います。ただし、既に他の電気事業者に売電している発電者については、新規の受電用計量器の取り付けは不要です。
- (3) 受電用計量器の検針は、毎月、原則として以下に定める日に九州電力が行うものといたします。
 - イ 発電者が九州電力と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約に定める検針日といたします。
 - ロ 発電者が九州電力との接続供給契約に属している場合は、1日といたします。
- (4) 受電用計量器に故障が生じたときまたは計量が行われなかった場合は、発電者はすみやかにみやまSEにその旨を連絡するものとし、その該当期間内の売電電力量は、その都度、発電者とみやまSEと九州電力の協議によって決定するものといたします。

15. 料金の支払期日

料金の支払期日は、みやまSEが定める別紙の決済条件に基づくものといたします。

16. 料金の支払方法

- (1) 料金は、発電者が指定する金融機関の指定口座に振込みによってお支払いいたします。
- (2) 料金の支払いは、みやまSEがその金融機関に払込みしたときになされたものといたします。
- (3) 廃止手数料および振込手数料については、みやまSEが定める別紙の決済条件にもとづくものといたします。

IV 売電

17. 適正契約の保持

みやまS Eは、発電者との売電契約が売電の状態または設備認定の内容に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

18. 売電の停止、制限または中止

- (1) 九州電力が、発電者との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合には、みやまS Eは売電を停止いたします。この場合、発電者は、九州電力の供給設備または発電者の電気設備において、九州電力が売電停止のための適当な処置を行う際に、必要に応じて協力するものといたします。
- (2) 九州電力が、発電者との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給を中止し、または発電者に電気の使用を制限し、もしくは中止する場合には、みやまS Eは、売電を制限または中止することがあります。

19. 損害賠償等

- (1) 発電者またはみやまS Eが、この売電にともない、その相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 発電者が電気工作物を改変し、不正に九州電力の電線路を使用、または電気を使用し、そのためにみやまS Eが九州電力に違約金を支払う必要が生じた場合には、発電者は当該違約金に相当する金額をみやまS Eに賠償するものといたします。
- (3) 発電者が故意または過失によって、発電場所内の九州電力の電気工作物その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、発電者はその設備について、次の金額を賠償するものといたします。

イ 修理可能の場合

九州電力が修理に要した費用

ロ 亡失または修理不可能の場合

九州電力の帳簿価格と取換工費の合計額

- (4) 9. (売電の開始) (2)によって、売電開始日を変更した場合または 18. (売電の停止、制限または中止) (2)によって売電を制限または中止した場合で、それがみやまS Eの責めとならない理由によるものであるときには、みやまS Eは、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 18. (売電の停止、制限または中止) (1)によって売電を停止した場合または 23. (売電契約の解約等)によって売電契約を解約した場合には、みやまS Eは、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (6) 漏電その他の事故が生じた場合で、それがみやまS Eの責めとならない理由によるものであるときには、みやまS Eは、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって売電電力量が減少した場合には、みやまS Eは、その減少した売電電力量について補償の責めを負いません。
- (8) 九州電力の所有する設備（受電用計量器等）の故障で正しく計量できない場合、
14.（売電電力量の計量等）(4)に従い算出された売電料金以外について、みやまS Eは発電者が受ける損害に関する補償の責めを負いません。
- (9) 九州電力の所有する設備の故障等で、太陽光発電設備が電力供給設備に接続できない場合、みやまS Eは発電者が受ける損害に関する補償の責めを負いません。
- (10) その他みやまS Eの責とならない理由により、発電者に損害が生じた場合には、みやまS Eは発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

V 契約の変更および終了

20. 売電契約の変更

- (1) 次に該当する場合は、あらかじめその旨をみやまS Eに申し出ていただきます。
 - イ 発電者が、発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備等の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合
 - ロ その他、新たに設備認定を受けた場合等、売電電力量買取価格が変更となる場合
- (2) 発電者が売電契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに売電契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (3) 発電者が上記の変更をみやまS Eに申し出なかったことにより、みやまS Eまたは第三者に損害が発生した場合には、発電者が負担するものといたします。

21. 名義の変更

- (1) 相続、引越しその他の原因によって、新たな発電者が、それまでみやまS Eへの電気の売電を行っていた発電者のみやまS Eに対する売電についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き売電を希望される場合は、名義変更の手続きを行っていただきます。
- (2) 発電者が売電契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに売電契約を希望される場合に準ずるものといたします。

22. 売電契約の廃止

- (1) 発電者が売電契約を廃止しようとする場合は、発電者は契約廃止の希望日の2カ月前までにみやまS Eに通知していただきます。なお、契約期間満了以外の理由で発

電者が売電契約を廃止するときは、みやま S E は別紙の廃止手数料を、別紙記載の方法にて申し受けます。

- (2) みやま S E は、発電者から通知された廃止希望日に、発電者の電気設備または九州電力の供給設備において、売電を終了させるための適当な手続きを行います。また、必要に応じて発電者に協力をさせていただきます。ただし、九州電力の業務都合などやむを得ない事情により、希望日に売電を終了できない場合があります。
- (3) 売電契約は、23.（売電契約の解約等）の場合を除き、発電者がみやま S E に通知された廃止希望日に消滅いたします。

23. 売電契約の解約等

- (1) みやま S E は、次の場合には、売電契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。

イ 18.（売電の停止、制限または中止）(1)によって売電を停止させられた発電者が、みやま S E の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合

ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で、みやま S E の定めた期日までにその事実を解消しないとき

(イ) 発電者が本要綱によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合

(ロ) 発電者が他の売電契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合

(ハ) 接続された発電設備等の更新について申込みをしない等、17.（適正契約の保持

持

に定める適正契約への変更に応じない場合

(ニ) その他本要綱に反した場合

- (2) 発電者が、22.（売電契約の廃止）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転する等、みやま S E に電気を売電していないことが明らかな場合には、みやま S E が売電を終了させるための手続きを行った日に売電契約は消滅するものといたします。

24. 売電契約消滅後の債権債務関係

売電契約期間中の料金その他の債権債務は、売電契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI その他

25. 再生可能エネルギー買取制度にもとづく報告

みやま S E は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にしがい、再生

可能エネルギー買取制度にもとづく売電の実績等の報告を行うものいたします。

26. 九州電力の立ち入りによる業務の実施

九州電力の係員が次の業務を実施するため、発電者の承諾を得て発電者の土地もしくは建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、発電者は九州電力の係員が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

- (1) 九州電力の供給設備または受電用計量器等発電場所の九州電力の電気工作物の設計、施工、改修もしくは検査
- (2) 27. (保安等に対する発電者の協力) によって、必要な発電者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要な、発電者の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量値の確認
- (5) 18. (売電の停止、制限または中止)、22. (売電契約の廃止) または 23. (売電契約の解約等) により必要な処置
- (6) その他九州電力の必要とする業務

27. 保安等に対する発電者の協力

- (1) 次の場合には、発電者はすみやかにその旨を九州電力およびみやまSEに通知するものとします。

イ 発電者が、引込線、受電用計量器等その発電場所内の九州電力の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者が、発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが九州電力の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) 発電者が九州電力の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が九州電力の供給設備に影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を九州電力およびみやまSEに通知するものとします。この場合において、保安上とくに必要があると九州電力が認めたときには、九州電力の指示に従い発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

28. その他

本要綱に定めのない事項または本要綱により難しい特別な事情が生じた場合は、発電者およびみやまSEは誠意をもって協議し、その処理にあたるものいたします。

附則

1. 実施期日

この要綱は、平成27年6月1日から実施いたします。

2. 再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間

再生可能エネルギー買取制度の対象となる売電電力量に係る料金の適用期間は、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達期間」といたします。

3. 再生可能エネルギー特別措置法附則第12条にもとづく特別措置

(1) みやまS Eは、再生可能エネルギー特別措置法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「R P S法」といいます。）第9条に定める認定を受けた設備について、設備または発電方法の変更、設備の廃止、その他R P S法その他の関係法令等に定める申請または届出が必要な事由が生じた場合には、原則として、みやまS Eは発電事業者に代わり、その申請または届出を行うことができるものといたします。

(2) みやまS Eは、R P S法にもとづき発電した電気について、R P S法その他の関係法令に定める必要な届出を行うものといたします。